

## イントラネット研修室管理要綱

平成13年 5月28日  
13川総シ企第 46号

### (目的)

第1条 この要綱は、イントラネット研修室の管理及び利用方法について必要な事項を定め、イントラネット研修室を有効かつ適正に運営することを目的とする。

### (設置)

第2条 イントラネット研修室を次のとおり設置する。

名 称	イントラネット研修室
位 置	川崎市川崎区宮本町2-31 JAセレサみなみビル3階

### (機器)

第3条 前条に規定するイントラネット研修室に必要なOA機器等を設置する。

### (管理者及びその役割)

第4条 イントラネット研修室の管理者は、総務企画局人事部人材育成課長とし、管理者はイントラネット研修室の機器等の設備の管理及び利用受付を行う。

### (管理支援者及びその役割)

第5条 イントラネット研修室の管理支援者を総務企画局デジタル化施策推進室担当課長とし、イントラネット研修室のOA機器に関する管理の支援を行う。

### (利用者)

第6条 イントラネット研修室の利用者は、次に掲げる者で構成する、原則として局・部・課など職場単位の団体とする。

#### (1) 川崎市職員

川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に規定する局及び本部、市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、上下水道局、交通局及び病院局の各機関に常時勤務する職員をいう。

#### (2) その他管理者が必要と認めた者

### (利用日及び利用時間)

第7条 イントラネット研修室の利用日及び利用時間は、原則として次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。

(1) 利用日は、休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までとする。

(2) 利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

### (利用の申込み及び承認)

第8条 イントラネット研修室を利用しようとする者は、原則として利用日の2か月前から1週間前までに、イントラネット研修室利用許可申請書（第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請内容が、この要綱に適合し、支障がないと判断したときは、管理者は、イントラネット研修室利用許可書を利用者に交付することとする。

### (利用の変更及び取消)

第9条 利用者は、イントラネット研修室利用許可申請をした後、申請内容に変更が生じたとき又は利用を取り消すときは、イントラネット研修室利用変更兼取消届出書（第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

### (利用の制限)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、イントラネット研修室の利用を許可しない。

(1) 総務企画局人事部人材育成課及び総務企画局デジタル化施策推進室が主催する研修事業で利用する予定があるとき。

(2) LAN及び機器の保守・点検作業を行うとき。

(3) その他管理者がインターネット研修室の運営管理上、支障があると認めたとき。  
(利用日数の制限)

第11条 イントラネット研修室の利用は、公平を期するため、同一利用者について、1回につき3日を限度とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、インターネット研修室の利用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者は、利用当日の利用責任者を選定し、利用前及び利用後は、必要な点検を行うなど、適正な利用に供させなければならない。

(2) 利用者は、管理者からインターネット研修室を利用する前に鍵を受け取り、利用が終わった後、鍵を返還すること。

(3) 許可を受けた以外の機器の利用、持出し、持込み及びLANへの接続は行わないこと。  
ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(4) インターネット・インターネットシステム及び電子メールシステムの利用については、研修目的に限って、諸規定に従って利用すること。

(5) 机、椅子等の備品をむやみに移動しないこと。

(6) 利用中に故障・破損したOA機器、備品等があったときは、速やかに管理者に届け出ること。

(7) 飲食物の持込み及び飲食はしないこと。

(8) OA機器の現状復帰（パソコンを使用前の初期設定に戻す等）を行うこと。

(9) その他管理者が指示すること。

(用紙の扱い)

第13条 利用者は、研修の一環として印刷をする場合、用紙を持ち込むこととし、一日につき500枚を超えて印刷する場合は、管理者と事前に協議し、指示に従うこと。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責に帰すべき事由により、機器やデータ等を滅失し又はき損したときは、責任をもって原状回復するなどし、損害を賠償しなければならない。

(利用の取消し等)

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれのある場合は、許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定及びOAに関する諸規定に違反したとき。

(2) その他管理者又は管理支援者がインターネット研修室の運営管理上、支障があると認めたとき。

(利用後の報告)

第16条 利用者は、インターネット研修室の利用を終了したときは、インターネット研修室利用報告書（第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、インターネット研修室の運営管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

--	--	--

第1号様式

受付番号\_\_\_\_\_

### イントラネット研修室利用許可申請書

年 月 日

総務企画局人事部人材育成課長 様

局 部 課

代表者 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

メール \_\_\_\_\_

イントラネット研修室利用  OA機器利用

研修名 \_\_\_\_\_

予約期間 年 月 日 ~ 年 月 日

予約時間 時 分 ~ 時 分

研修内容（具体的に）  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

利用責任者 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

#### 研修で使用するもの

OA機器  パソコン 台  プリンター（使用枚数 枚）

プロジェクター  スクリーン  スキャナ

LAN等  インターネット  イントラネット  電子メール

テキスト  独自テキスト ( )  なし

その他  FD  CD その他 ( )

利用者人数 人（講師も含む）

講師  厅内講師 ( )

外部講師 ( )

特記事項  
\_\_\_\_\_

### イントラネット研修室利用許可書

許可番号\_\_\_\_\_

様

総務企画局人事部人材育成課長

利用を許可します。  利用を許可しません。（理由 \_\_\_\_\_ )

特記事項 \_\_\_\_\_

## 参加者名簿

番号	所 属	氏 名	電話番号	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

--	--	--

第2号様式

受付番号\_\_\_\_\_

### イントラネット研修室利用変更兼取消届出書

年　月　日

総務企画局人事部人材育成課長 様

\_\_\_\_\_  
局 部 課

代表者 \_\_\_\_\_  
                        

担当者 \_\_\_\_\_  
                        

電話 \_\_\_\_\_  
                        

メール \_\_\_\_\_  
                        

変更 取消

イントラネット研修室利用 OA機器利用

研修名 \_\_\_\_\_  
                        

予約期間 年 月 日 ~ 年 月 日  
                         ~                         

予約時間 時 分 ~ 時 分  
                         ~                         

利用責任者 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_  
                         \_\_\_\_\_                          \_\_\_\_\_                         

変更内容 \_\_\_\_\_  
                          
                          
                        

-----  
受付番号 \_\_\_\_\_  
・ 月 日 受け付けました。

特記事項 \_\_\_\_\_

イントラネット研修室利用報告書

年　月　日

総務企画務局人事部人材育成課長 様

局	部	課
代表者		
担当者		
電話		
メール		

イントラネット研修室利用 ○ A機器利用

研修名\_\_\_\_\_

利用日時 年 月 日 時 分 ~ 時 分

利用責任者\_\_\_\_\_ 電話\_\_\_\_\_

利用者人数 人

点検項目 (利用上の注意を見て、現状復帰を行ってください)

パソコンの初期設定への原状復帰

研修で作成したファイル及びデータの削除 (ゴミ箱まで空にしてください)

○ A機器に不具合がないかの確認 (不具合がありましたら、至急人材育成課に連絡をしてください)

インク残量が十分であるかの確認 (残量不足がありましたら、至急人材育成課に連絡をしてください)

電源が切れているかの確認

机の周りの確認 (忘れ物、ゴミ等がないかの確認)

その他報告事項

---

---